

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所得者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下で、配偶者の合計所得金額が85万円超123万円以下の場合

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

給与の支払者の名称、フリガナ、氏名、住所、法人番号、個人番号等に関する入力欄。

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。

左の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」に該当する判定結果にチェックをします。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。配偶者の所得が給与所得だけで、給与の収入金額が2,015,999円を超える場合は、合計所得金額が123万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

左の判定結果を記載します。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額、判定結果の選択欄（A, B, C）。

下の「合計所得金額の見積額の計算表」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄で計算し求めた合計所得金額を記載します。あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,200,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者が非居住者である場合に○を付けます。配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄から、該当する判定結果にチェックをします。

配偶者の年齢及び上の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄から、該当する判定結果にチェックをします。

左の判定結果を記載します。

合計所得金額の見積額の計算表。あなたと配偶者の所得の種類、収入金額、必要経費、所得金額の計算過程が示されています。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった平成30年中の収入金額を記載します。

裏面の「3 所得の区分」の【①給与所得】を参考に計算した所得金額を記載します。

⇒上記の*1欄に転記してください。

⇒上記の*2欄に転記してください。

告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

配偶者控除額の計算表。区分IとIIの控除額が収入金額に応じた表で示されています。

区分IがB、区分IIが④のため、対象となる控除は配偶者特別控除となり、控除額は180,000円になります。

「配偶者特別控除の額」欄に、180,000円を記載します。

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」については、左の表を参考に記載してください。

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。